

令和5年度定期監査（後期）の結果に対する措置状況の公表について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により実施した、令和5年度定期監査（後期）の結果に基づき講じた措置について、市長等から通知があったので同条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和6年5月21日

江別市監査委員 中 村 秀 春
江別市監査委員 高 間 専 逸

所管課等	種別	監査結果（内容）	措置状況の概要
商工労働課 R5. 10. 19監査 R6. 1. 4報告	指導 事項	【補助金交付事務について】 補助金交付事務のうち消費活動啓発事業補助金において、次長の決裁が必要なところ課長までの決裁で終えて交付額の確定を行っていることから、今後は江別市事務専決規程を遵守し、適切な補助金交付事務の執行に努められたい。	【措置済み】 事務執行に当たっては、課内で情報を共有するとともに、江別市事務専決規程を遵守し、十分な確認を行うよう指導を徹底しました。今後は、適切な事務の執行に努めてまいります。
郷土資料館 参事（セラミックアートセンター事業担当） R5. 11. 9監査 R6. 2. 7報告	指摘 事項	【郷土資料館における寄贈を受けた資料の管理等について】 江別市郷土資料館条例によると、歴史、自然、産業、文化等に関する資料を収集し、保管し、調査研究し、及び展示して、これらを市民の利用に供し、生涯学習の振興並びに学術及び文化の発展に寄与するため、江別市郷土資料館を設置するとされている。 令和5年8月に、旧大麻文化財整理室の解体に伴い、同整理室の鞍型収蔵庫に収蔵していた市民から寄贈を受けた資料を廃棄処分したことについて、監査の実施に必要な当該事務処理に係る発議等の文書を確認したところ作成されていなかった。江別市文書運行管理規程において、事務を処理するに当たっては、急施を要する場合のほか、文書をもって行わなければならないとされているにもかかわらず	【措置済み】 収蔵資料の廃棄処分のみならず、事務事業を執行処理するにあたり、江別市文書運行管理規程を遵守し、その事務処理にあたっては、文書作成によりその経過、意図、責任の所在等を明らかにするとともに、決裁行為を含め適切な事務処理を執行するよう、指導を徹底しました。 江別市郷土資料館における資料の受領、保管活用については、江別市郷土資料館資料取扱要領に基づき執り行ってきたところですが、今後も引き続き同要領の遵守徹底に努めるほか、江別市物品会計規則などの関係法令等の規定に基づき、適切な資料の取扱いに努めます。 【検討中】 現行の江別市郷土資料館資料取扱要領には、資料受入方法の文言の定義や、資料収集の基本方針ならびに廃棄等に関する規定がないなど、資料管理の実務上不備があることを確認いたしました。

		らず、これを遵守していないことから、今後は同規程に基づき適切な事務処理に努められたい。 また、江別市郷土資料館資料取扱要領において、資料の登録、整理及び保管等について定められているが、監査における関係書類の確認と担当者への質問を行った結果、旧大麻文化財整理室の鞍型収蔵庫に収蔵されていた資料の整理、保管における破損、滅失、劣化を防ぐための措置が不十分であったほか、資料を特定することなく廃棄処分するなど資料の不適正な取扱いが認められたことから、今後は同要領に基づき適切な事務処理に努められたい。 なお、今後においては、江別市の歴史等に関わる貴重な資料をより適切に管理するため、その収集や保管、展示などの管理方法の見直し等を検討されたい。	このことから、他市等の例規を調査の上参考とし、実務上必要な条項を追加するなど要領の改正に着手するとともに、郷土史を正しく後世に伝えるために、郷土資料館における展示内容の工夫改善に取り組んでまいります。
情報図書館 R5. 11. 15監査 R6. 3. 1報告	指導事項	【情報図書館の資料寄贈の取扱いについて】 情報図書館において資料（図書、記録、視聴覚の資料その他必要な資料）の寄贈を受けることについては、江別市情報図書館条例施行規則に資料寄贈申込書（第5号様式）によって行うものとする規定されているが、当該申込書によらず資料の寄贈を受けていることが認められたことから、今後は同規則に基づき適切な事務処理に努められたい。	【措置済み】 今後は、江別市情報図書館条例施行規則に基づき寄贈の申込みがあったときは、その都度、当該申込書により寄贈を受けるとともに速やかに決裁を行い、適切な事務処理に努めます。 また、今後改善が必要な部分については、同規則改正を含めて検討してまいります。
戸籍住民課 R5. 12. 15監査 R6. 3. 6報告	指摘事項	【予算経理事務について】 裏書印字システム年間保守業務に係る委託料支出事務において、支出負担行為として整理する時期は契約を締結するとき又は請求のあったときとされているにもかかわらず、適切な時期に支出負担行為がなされていなかったため、遡及して予算の流用及び支出負担行為を行うなど、不適正な取扱いが認められたことから、今後は江別市会計規則を遵守し、適切な予算経理事務に努められたい。	【措置済み】 指摘を受けた事案については、適切な時期に支出負担行為を行わなかったことから、結果として、必要な予算を確保するため遡って予算を流用し、支出負担行為を行ったものであり、予算経理事務の基本を怠ったことにより、発生したものであります。 今後は同様のことが起こらないよう、課内職員の市の会計に関する事務処理について認識を深めるとともに、江別市会計規則を遵守し、適切な予算経理事務の執行に努めてまいります。
警防課 R6. 1. 11監査	指摘事項	【契約事務について】 小型動力ポンプ付積載車の購入	【措置済み】 本件は、不注意による事務手続き及び確認

R6. 2. 26報告	に係る契約事務（指名競争入札）について、当該契約の予定価格の元となる設計書を予算額以上で設定したため、その設計書を参考で作成された予定価格が予算額を超過した状態で入札行為を行っている。地方自治法では、支出の原因となるべき契約その他の行為は法令又は予算の定めるところに従わなければならないと規定しており、また、指名競争入札に付する場合においては、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとすると規定していることから、予定価格は予算の範囲内の額であることが必要である。このため、今後は同法を遵守し、適切な契約事務の執行に努められたい。	が不十分だったために生じたものであることから、今後は再発防止のため、設計及び予定価格の設定の際には、予算額を十分に確認し、法令遵守の徹底を図るよう部内全員に指導しました。
-------------	--	--

揭示期限：令和6年6月3日